

株式分割に関する基準日設定公告

2024年3月15日

株主各位

新潟県長岡市飯塚 2958 番地
岩塚製菓株式会社
代表取締役社長 COO 榎 大介

当社は、2024年2月8日開催の取締役会において、2024年4月1日（月曜日）をもって、当社普通株式1株を2株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2024年3月31日（日曜日）（当日は休日につき、実質的には2024年3月29日（金曜日））と定めましたので公告いたします。

なお、上記の株式分割に伴い、会社法第184条第2項の規定に基づき、2024年4月1日をもって当社定款第6条に定める発行可能株式総数を現行の23,980,000株から47,960,000株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以上

お知らせ及びご注意

- 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2024年5月中旬にお届出住所にお送りする予定です。
- 2024年4月1日付にて、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
- （1）住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。
（2）特別口座に関する各種手続きは、下記の口座管理機関にお申し出ください。

口座管理機関 みずほ信託銀行株式会社
連絡先 〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
電話番号 0120-288-324（フリーダイヤル）